

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6 第五十八条第二項の規定は、前項の登録について準用する。

(登録の拒否)

第九十六条 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第五十九条第一項第九号イ又はロに掲げる者
 - 二 第九十九条の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
 - 三 登録申請者以外の金融先物取引業者に所属する外務員として登録されている者
- 2 第五十九条第六項の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合について準用する。

(外務員の権限)

第九十七条 外務員は、その所属する金融先物取引業者に代わつて、その金融先物取引の受託等に關し、一

切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

- 2 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

(登録事項の変更等の届出)

第九十八条 金融先物取引業者は、第九十五条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

- 一 第九十五条第三項第二号イ又はロに掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

(外務員に対する監督上の処分)

第九十九条 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

- 一 第五十九条第一項第九号イ若しくはロのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第九

十六条第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 金融先物取引業に該当する場合において、その他の外務員の職務に関する著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

三 過去五年間に次条第三号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去五年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。

（登録の抹消）

第一百条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する金融先物取引業者が解散し、又は金融先物取引業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

（登録事務の委任）

第一百一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に、第九十五条、第九十六条及び前十三条に規定する登録に関する事務（以下この条、第百三条及び第六百六条第五号において「登録事務」とい

う。）であつて当該協会に所属する金融先物取引業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない金融先物取引業者の外務員に係る登録事務（第九十九条に係るものと除く。）を一の協会を定めて行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

4 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定めなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第九十五条第五項の規定による登録、第九十八条の規定による届出に係る登録の変更、第九十九条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融先物取引業者の外務員が第九十九条各号のいずれかに該当するにもかかわらず、当該協会が同条に規定する措置をしない場合において

て、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同条に規定する措置をすることを命ずることができる。

(登録手数料)

第一百二条 外務員の登録を受けようとする金融先物取引業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならぬ。

2 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第一百三条 第百一条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第九十五条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第九十六条第一項の規定による登録の拒否又は第一百一条第一項の規定により登録事務を行う協会の第九十九条の規定による処分について不服がある金融先物取引業者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第七節 金融先物取引業協会

(金融先物取引業協会)

第一百四条 金融先物取引業者は、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資する」とを目的として、金融先物取引業者を会員とし、その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人（以下この節において「協会」という。）は、会員（以下この節において「協会員」という。）の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第一百五条 協会でない者は、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(協会の業務)

第一百六条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 金融先物取引業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の行う金融先物取引業に關し、契約の内容の適正化その他委託者等の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

四 協会員の行う金融先物取引業の業務に対する委託者等からの苦情の解決及び第一百八条に規定するあつせん

五 第百一条第一項又は第二項の規定により行う登録事務

六 委託者等に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

第一百七条 協会は、委託者等から協会員の行う金融先物取引業の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該

協会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

- 2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

- 4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならぬ。

(協会によるあつせん)

第一百八条 協会員の行う金融先物取引の受託等について争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

- 2 協会は、前項の規定による申立てを受けたときは、学識経験を有する者であつてその申立てに係る争い(以下この条において「事件」という。)の当事者と特別の利害関係のない者をあつせん委員として選任し、当該あつせん委員によるあつせんに付するものとする。ただし、あつせん委員は、事件がその性質上

あつせんを行うのに適当でないと認めるときは、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申立てをしたと認めるときは、あつせんを行わないものとする。

3 あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、適当と認めたときは、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、その受諾を勧告することができる。

4 協会員は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

5 協会は、あつせんに關し要した費用の全部又は一部を、当事者から徴収することができる。

(変更等の届出)

第一百九条 協会は、当該協会の役員又は協会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(協会員に対する制裁)

第一百十条 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処

分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(秘密保持義務)

第一百十一条 協会の役員、職員若しくは第一百八条第一項に規定するあつせん委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(内閣総理大臣に対する協力)

第一百十二条 内閣総理大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第一百十三条 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ

できる。

2 第二十四条の二十の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督命令)

第一百四条 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対しその業務に
関し監督上必要な命令をすることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に店頭金融先物取引業（改正後の金融先物取引法（以下「新金融先物取引
法」という。）第二条第十一項第二号に掲げる行為を業として行うこと）を業として行つことをいう。以下の条において同
じ。）を行つてゐる者（次条第一項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）におい

て新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において「店頭金融先物取引業者」という。）は、施行日から六月間（当該期間内に新金融先物取引法第五十六条の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新金融先物取引法第五十六条の規定にかかわらず、引き続き店頭金融先物取引業を行うことができる。店頭金融先物取引業者（同条の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられていない者に限る。）が施行日から起算して六月以内に新金融先物取引法第五十六条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き店頭金融先物取引業を行う場合においては、その者を新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者とみなして、新金融先物取引法第六十五条、第六十八条から第八十条まで、第八十五条第一項、第三項及び第四項、第八十六条、第八十七条第一項（第二号を除く。）及

び第四項、第九十一条並びに第九十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新金融先物取引法第六十八条第一号中「名称及び登録番号」とあるのは「名称」と、新金融先物取引法第八十五条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、新金融先物取引法第八十七条第一項中「第五十六条の登録を取り消し」とあるのは「金融先物取引業の廃止を命じ」と、同項第一号中「第五十九条第一項第一号から第三号まで、第五号」とあるのは「第五十九条第一項第五号」とする。

3 法人である店頭金融先物取引業者が前項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられた場合における新金融先物取引法第五十九条第一項第六号及び第九号から第十一号までの規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である店頭金融先物取引業者を新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により新金融先物取引法第五十六条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融先物取引法第八十七条第一項の規定による新金融先物取引法第五十六条の登録の取消しの日とみなす。

4 個人である店頭金融先物取引業者が第二項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条

条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられた場合における新金融先物取引法第五十九条第一項第九号から第十一号までの規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新金融先物取引法第十九条第五号亦に該当する者とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に改正前の金融先物取引法（以下「旧金融先物取引法」という。）第五十六条の許可を受けている者（旧金融先物取引法第六十一条第三項の規定によりなお旧金融先物取引法第五十六条の許可がその効力を有するものとされる場合における当該許可の有効期間の更新の申請をした者を含む。）は、施行日において新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなして、新金融先物取引法の規定を適用する。この場合において、新金融先物取引法第五十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録金融先物取引業者」という。）は、施行日から起算して二月以内に新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書類並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法

第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

4 みなし登録金融先物取引業者が前項の規定により登録を受ける日までの間における新金融先物取引法第六十八条の規定の適用については、同条第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

第四条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第六十条の規定は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該みなし登録金融先物取引業者が同条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現にみなし登録金融先物取引業者の主要株主（新金融先物取引法第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）又はみなし登録金融先物取引業者を子法人（新金融先物取引法第五十九条第三項に規定する子法人をいう。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。）の主要株主（以下この条において「みなし登録金融先物取引業者等の主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該みなし登録金融先物取引業者等の主要株主となつたものとみなす。

第六条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の金融先物取引責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧金融先物取引法第八十二条第一項の金融先物取引責任準備金の積立てについては、な
お従前の例による。

2 みなし登録金融先物取引業者に係るこの法律の施行の際現に存する旧金融先物取引法第八十二条第一項の金融先物取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の金融先物取引責任準備金は、新金融先物取引法第八十一条第一項の金融先物取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

3 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十二条第二項ただし書の承認は、新金融先物取引法第八十一条第二項ただし書の承認とみなす。

第七条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十二条の規定は、附則第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成十八年一月一日以後の自己資本規制比率（新金融先物取引法第八十二条第一項に規定する自己資本規制比率をいう。）について適用する。

第八条 新金融先物取引法第八十七条第四項の規定は、この法律の施行の際現に新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいづれかに該当しているみなし登録金融先物取引業者の役員である者（旧金融先物取引法第十九条第五号イからリまでのいづれかに該当している者を除く。）が引き続き新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいづれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にみなし登録金融先物取引業者の役員である者が施行日前にした旧金融先物取引法第七十九条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十七条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同条第四項の規定を適用する。

第九条 みなし登録金融先物取引業者が施行日前にした旧金融先物取引法第七十九条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十七条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第十条 みなし登録金融先物取引業者は、施行日から六月間は、新金融先物取引法第九十五条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができ

る。その者につきその期間内に同項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十一條 新金融先物取引法第七十条の規定は、この法律の施行後に新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者が締結した受託契約等（新金融先物取引法第七十条第一項に規定する受託契約等をいう。）について適用する。

第十二条 新金融先物取引法第七十九条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融先物取引法第七十六条の事業報告書については、なお従前の例による。

第十三条 新金融先物取引法第八十四条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業の廃止、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が同項に規定する金融先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。）又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散（以下この条において「金融先物取引業の廃止等」という。）

について適用し、同日前の金融先物取引業の廃止等については、なお従前の例による。

第十四条 旧金融先物取引法第七十九条第一項又は第二項の規定により許可を取り消され又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融先物取引法第八十七条第一項又は第四項の規定により登録を取り消され又は解任を命ぜられたものとみなす。

第十五条 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第一項の規定による処分は、新金融先物取引法第八十七条第一項の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第二項の規定による処分は、新金融先物取引法第八十七条第四項の規定による処分とみなす。

第十六条 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十三条の規定による処分は、新金融先物取引法第九十二条の規定による処分とみなす。

第十七条 旧金融先物取引法第五十六条の許可を受けた旧金融先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物取引業者が施行日前において当該許可を取り消され、又は同条第十二項に規定する金融先物取引業を廃止した場合であつて、当該金融先物取引業者があつた者が施行日までにその受託契約（旧金融先物取引法

第六十九条第一項に規定する受託契約をいう。）に基づく取引を結了していないときは、旧金融先物取引法第八十条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第十八条 この法律の施行前に旧金融先物取引法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融先物取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融先物取引法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（権限の委任）

第二十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。